

発注者の手続きフロー

建設発生土搬入希望者の手続きフロー

【事前協議事項】栃木県：技術管理課

書類・現地確認

様式3に基づき技術管理課で書類審査
様式4に基づき技術管理課と管轄土木事務所で現地確認

建設発生土の処分対象地として承認

【個別案件協議事項】栃木県：各土木事務所

調整困難な建設発生土(500m³以上※)の処理が必要
※500m³未満の土量では、搬出土処理費に占める土壤試験費の割合が、多くなり不効率な処理となる為

再確認

◇建設発生土情報交換システム等を活用し、流用可能な公共工事(50km圏域内)がないか再確認すること

建設発生土管理基準に基づく手続き

・搬出土量が、500m³以上の場合は、「建設発生土搬出計画書」を作成すること

調整困難

【協議の前提条件】

- I 土壤試験は、発注者が負担
搬出前試験(1回/5,000m³)
- II 運搬費と処理費は、発注者が負担
- III 搬入路の清掃は、受入者が負担

積算
※運搬費、処理費等を計上

工事契約

搬出前土壤試験の実施

請負業者

土砂発生元証明書(別記様式第8号)及び
検査試料採取調書(別記様式第9号)の提出

※請負者から特定事業者へ提出

土砂条例規則第9条

土砂等搬入届の写しを提出

建設発生土の搬出

建設発生土の処理完了

土砂等管理台帳の写しを提出

(別記様式第10号)※土砂条例規則10条

【完了報告】栃木県：技術管理課

建設発生土の搬出完了

受入れ完了届けの提出(様式10)

建設発生土の受入れ完了

技術管理課あて届出

当該受入区域に係る「土砂条例」及び
「盛土規制法」の許可申請・届出

許可・届出受理

受入区域を建設発生土の
処分対象地として申請

技術管理課あて申請

受入区域を建設発生土の
処分対象地として認定

様式1・2

様式5

搬出協議(様式6)

情報提供(様式7)

搬出依頼(様式8)

※写しを技術管理課へ提出

受入れ承諾(様式9)

※写しを技術管理課へ提出

建設発生土搬入希望者
(認定特定事業区域及び
盛土規制法許可等区域
事業者)

土砂等搬入届
(別記様式第7号)
を環境森林事務所又は各
市町担当課へ提出